

丹波篠山市広告入り窓口封筒の無償提供に関する選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広告入り窓口封筒（以下「窓口封筒」という。）の無償提供に関し、広告主の取りまとめ、広告原稿の事前確認、広告原稿の校正その他広告主との調整等広告掲載に係る一連の業務を行う無償提供者の決定に当たり、必要な事項について定めるものとする。

(選定業務)

第2条 選定に係る業務を行うため、選定委員を選任する。

2 選定委員は、市民生活部長、市民課長、課税課長、管財契約課長及び財政課長をもって充てる。

3 選定委員は、次条及び第4条に定める方法により選定業務を行う。

(選定)

第3条 選定委員は、丹波篠山市広告入り窓口用封筒の無償提供者募集要項により応募した者が提出した企画書等について書類審査を行い、次条の規定より評価する。

(評価方法及び最優秀提案の選定)

第4条 評価方法は、別表に基づき、次に掲げる項目について、委員の協議により総合的に評価を行い最優秀提案の選定を行う。

- (1) 企画内容
 - (2) デザイン性
 - (3) 色使い
 - (4) 業務実績
 - (5) 業務遂行体制
 - (6) セールスポイント（地域貢献や、丹波篠山らしさを取り入れた創意工夫がされているか等）
- 2 複数の応募者が同等と判断される場合は、抽選により1者を選定することもできる。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

応募者名 _____

評価項目	評価
(1) 企画内容	5
(2) デザイン性	
(3) 色使い	
(4) 業務実績	4
(5) 業務遂行体制	
(6) セールスポイント	3
上記内容について総合的に評価する。	2
	1

評価理由 _____
